

○津軽広域連合障害支援区分判定審査会規則

(平成18年6月1日規則第4号)

改正 平成25年3月15日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び津軽広域連合障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年津軽広域連合条例第2号）に定めるもののほか、津軽広域連合障害支援区分判定審査会（以下「障害審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体の数)

第2条 障害審査会に設置する政令第8条第1項の合議体（以下「審査分会」という。）の数は、4とする。

(審査分会を構成する委員の定数)

第3条 審査分会を構成する委員の定数は、5人とする。

(審査分会の会議)

第4条 審査分会の会議（以下「会議」という。）は、障害審査会の会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 会議の議長は、審査分会の長（以下「分会長」という。）をもって充てる。

(副分会長)

第5条 審査分会に副分会長を一人置き、あらかじめ分会長が指名する委員をもって充てる。

2 副分会長は、分会長を補佐し、分会長に事故があるとき又は分会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議録の調製)

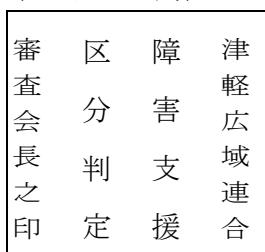
第6条 分会長は、書記をして会議録を作成しなければならない。

(公印)

第7条 会長の公印は、次のとおりとする。

会長印

(18ミリメートル角)



(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、障害審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月15日規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定（「津軽広域連合障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例」を「津軽広域連合障害支援区分判定審査会の委員の定数等を定める条例」に改める部分及び「、津軽広域連合障害程度区分判定審査会」を「、津軽広域連合障害支援区分判定審査会」に改める部分に限る。）及び第7条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。